

平成18年度の努力点

社会教育においては、「指導の重点」や「『京の子ども、夢・未来』プラン21－京都府の教育改革－」を踏まえ、社会のさまざまな教育機能を有機的に関連付け、人生の各時期に応じた多様な学習機会の提供や自発的な学習活動の支援など、府民が生涯にわたって学び続けることのできる学習環境の総合的な整備・充実に努める。

さらに、「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、同和問題などさまざまな人権問題についての学習活動の推進を図る。

そのため、京都府教育委員会と市町村教育委員会がそれぞれの役割を明確にし、他の行政機関も含めた関係機関相互の連携を強めながら、NPOなど民間における取組も視野に入れた教育活動の企画・推進を図るとともに、以下のことを重点課題として社会教育の充実に努める。

- 1 生涯学習社会に対応する推進体制の整備をはじめ、幅広い分野を視野に入れた社会教育の計画的な推進を図るとともに、「京都OWN学習プラン」（京都府生涯学習振興基本構想）を指針として、生涯学習の振興に努める。
- 2 学校・地域社会の教育資源を積極的に活用して、学社連携を推進する。
- 3 国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。
- 4 男女共同参画の推進に関する正しい理解と認識を深めるため、多様な学習活動の充実に努める。
- 5 障害及び障害のある人についての正しい理解と認識を深め、共に支え合いながら豊かな暮らしを目指す学習活動の推進と社会参加の促進に努める。
- 6 人権という普遍的文化を構築するため、社会教育における同和教育の成果と手法への評価を踏まえ、同和問題などあらゆる人権問題の解決に向け、府民の自発的な学習活動を推進し、人権意識の高揚に努める。
- 7 すべての教育の出発点である家庭教育の在り方を明確にし、「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するため、学習活動の充実に努めるなど家庭教育の振興に努める。
- 8 「京都府子どもの読書活動推進計画」を踏まえ、子どもたちが生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、発達段階に応じた読書活動を、家庭・地域・学校を通じた社会全体で推進する。
- 9 次代を担うにふさわしい青少年を育成するため、学校週5日制の趣旨を踏まえ、ボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動を促進するとともに、家庭・地域社会・学校の連携を強め、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりへの支援を充実する。
- 10 豊かな自然と長い歴史の中ではぐくまれた府内各地の優れた文化を深く理解し、文化財の保護と活用を図るとともに、正しく継承・発展させる取組の充実に努める。
- 11 「京都府スポーツ振興計画」に基づき、生涯スポーツ社会を実現するため、府民のあらゆるスポーツ活動を生涯スポーツと位置付け、その推進に努める。
- 12 社会の変化に対応する豊かな教養と高い識見が求められている社会教育関係職員の専門性を高めるため、研修の充実に努める。

生涯学習社会の実現

1 生涯学習の振興

「京都OWN学習プラン」(京都府生涯学習振興基本構想)を指針として、府民が心豊かで充実した生活を求めて、生涯にわたる多様な学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、地域の特性を生かした学習環境を整備し、その充実に努める。

具体的対応

- (1) 社会教育と学校教育との連携の強化に努め、学校などを社会教育活動の場として積極的に活用し、生涯の各時期に応じた学習機会の拡充を図る。
- (2) 生涯学習・社会教育における指導者の養成と確保に努め、学習の成果を生かす場や機会の充実に努める。
- (3) 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関などとの連携を図り、NPOなど民間の教育活動も視野に入れた生涯学習推進体制の充実に努める。
- (4) 生涯学習を支える社会教育活動の促進に必要な調査・研究を進め、府民の自発的な学習を支援する広域的な情報の提供と相談体制の充実に努める。

ボランティア活動の振興

- (1) ボランティア活動に関する情報提供や相談に応じるため、市町村や関係機関・団体などとの連携の強化に努める。
- (2) 社会教育施設や学校などにおけるボランティア活動を促進するため、研修機会の充実に努める。
- (3) 社会全体でボランティア活動を推進していく気運の醸成に努める。

情報・コミュニケーション技術の活用

- (1) 情報収集機能の充実に努めるとともに、生涯学習関連施設などとの情報通信ネットワークの最大限の活用を努める。
- (2) インターネットや衛星通信などを利用した教育システムの積極的な活用の促進に努める。
- (3) 生涯学習関連施設などにおいて情報活用能力を身に付ける学習機会の充実に努める。

2 現代的課題に関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境、情報などの現代的課題に関する学習活動を推進する。

具体的対応

- (1) 我が国の文化や伝統を理解し尊重するとともに、異なる文化や習慣を持った人々と共に暮らす地域づくりに向け、国際理解に関する学習活動の充実を図る。
- (2) さまざまな環境問題や人間と環境とのかかわりについて正しい認識に立ち、自らの責任ある行動をもって、持続可能な循環型社会の基盤づくりに主体的に参画できる人材育成に向けた学習活動の充実に努める。
- (3) 高度情報化が進展する中で、情報の果たす役割や影響を理解するとともに、情報モラルの確立や情報活用に関する学習活動の充実に努める。
- (4) 社会のあらゆる分野において男女共同参画を推進するため、多様な学習プログラムの開発に努め、学習機会の充実を図る。
- (5) 高齢者が生き生きと生活するための多様な学習機会の提供に努めるとともに、地域活動など学習成果を生かした社会参加活動の促進に努める。
- (6) 障害のある人の自立と社会参加を促進し、地域の人々と共に支え合いながら社会の一員として充実した生活が営める環境づくりに向けて、関係機関・団体との連携を図るとともに、学習機会の充実に努める。

3 社会教育関係団体などとの連携・協力

府民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、社会教育関係団体などの果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重しつつ、その活動の意義を重視し、活性化に努めるとともに、一層の連携・協力を進める。

具体的対応

- (1) 社会教育関係団体の実態を踏まえ、学習課題の設定や学習プログラムの編成ができるよう、指導・援助に努める。
- (2) 社会教育関係団体が主体的に活動できるよう、相談への適切な対応や必要な情報提供に努める。
- (3) 社会教育関係団体などの指導者を養成するための研修の充実を図る。
- (4) 社会教育活動の推進を図るため、関係機関との連携の強化に努める。

4 社会教育施設・設備の総合的な活用

生涯学習社会に対応するため、府立の図書館、婦人教育会館、少年自然の家、郷土資料館などの機能の充実を図るとともに、府及び市町村の社会教育施設・設備のそれぞれの特性を生かした総合的な活用を促進する。

具体的対応

- (1) 府立図書館を中核とした京都府図書館総合目録ネットワークを活用するとともに、子どもの読書活動を推進するための啓発や関係職員の研修機会の提供などにより市町村立図書館などの支援に努める。
- (2) 府立婦人教育会館（ふれーる）では、男女共同参画の推進に関する正しい理解と認識が深まるよう研修、交流、情報交換を行い、その活用の充実を図る。
- (3) 府立少年自然の家（グリーンパル南山城・グリーンパルるり溪）では、子どもたちの自然体験活動や集団宿泊生活など、豊かな体験を通じた学習活動を推進し、その活用の促進を図る。
- (4) 府立郷土資料館（ふるさとミュージアム山城・ふるさとミュージアム丹後）では、学校教育との連携を図るとともに、府民の生涯学習の振興に努める。
- (5) 府及び市町村の社会教育施設間や他の行政機関などが所管する関連施設との積極的な連携に努める。
- (6) 府民の学習ニーズに^{こた}え、視聴覚教材の整備・充実に努める。

人権教育の推進

1 一人一人の尊厳を大切にすると人権教育の推進

「新京都府人権教育・啓発推進計画」を踏まえ、一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、生涯にわたり、あらゆる場や機会を通じて、人権尊重の理念や、同和問題などさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、実践につながる自発的な学習活動の促進に努める。

具体的対応

- (1) 生涯学習の視点に立って、生命の尊さ、個性の尊重、他人との共生など人権尊重の理念や、同和問題、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人、患者等といったさまざまな人権問題についての正しい理解と認識を深めるための学習機会の充実を図る。
- (2) 学校、地域、家庭、職域など身近な生活の場において、あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動を促進するとともに、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け実践できる態度をはぐくむことができるよう取組を推進する。
- (3) さまざまな人々との交流による人権尊重の心を培う機会として、青少年を対象とするボランティア活動や自然体験活動など多様な体験活動の一層の充実を図る。

2 人権に関する多様な学習活動の充実

あらゆる人権問題の解決に向けて、社会教育が果たすべき役割の重要性を認識し、人権に関する多様な学習活動の充実に努める。

具体的対応

- (1) 地域の実情を踏まえた学習教材の充実を図るとともに、人権教育資料などの効果的な活用を促進するなど学習内容や方法の工夫改善に努める。
- (2) あらゆる人権問題の解決に向けた学習活動の活性化を図るため、社会教育関係職員及び社会教育関係団体指導者の資質の向上に努める。
- (3) 府内各地域での学習活動を効果的に推進するため、学校及び関係機関・団体などと連携した総合的な取組の促進に努める。

家庭・地域社会の教育力の向上

1 家庭の教育力の向上

すべての教育の出発点である家庭教育の役割を明確にし、家庭の教育力の向上を図るための学習活動を推進するとともに、学校週5日制の趣旨を踏まえ、学校・地域社会と連携した家庭教育の総合的な振興を図る。

具体的対応

- (1) 生命を大切にする心、思いやりの心など豊かな心をはぐくむ家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する学習機会の充実に努める。
- (2) 子どもが読書に親しみ、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭における読書の重要性について理解の促進を図る。
- (3) 子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を進めるための学習活動を推進するとともに、親やこれに準ずる人の役割や協力の重要性について理解の促進に努める。
- (4) 子育ての悩みや不安に対応するため、子育てなどに関する情報の提供に努めるとともに、地域の実態を踏まえた身近な場での交流や相談活動を推進する。
- (5) 家庭教育に関する資料などを活用し、学習活動の充実に努めるとともに、その指導者の養成を図る。
- (6) 家庭教育に関する講座やPTA活動などへの積極的な参加を促進するとともに、学校・地域社会及び関係機関・団体との連携に努める。

2 地域社会の教育力の向上

地域の大人の力を結集して、地域でのさまざまな体験機会を拡充するとともに、障害のある子どもも一緒に参加できるようなプログラムの工夫に努める。また、その活動を通して、青少年の健全育成に努めるとともに、地域のさまざまな人たちが交流を深め、誰もが安心・安全に暮らせる地域づくりを推進する。

具体的対応

- (1) 青少年教育施設や社会教育施設はもとより、学校の人的・物的機能の効果的活用に努めるとともに、関係機関・団体などとの連携を深め、子どもの安心・安全な活動の場の整備に努める。
- (2) ボランティア活動や自然体験活動、さまざまな人々との多様な交流など活動の機会の充実に努める。
- (3) すべての子どもがさまざまな活動に、より主体的に参加できるよう、子どもの発達段階に応じた役割を与える工夫をするとともに、リーダー養成に努める。
- (4) 子どもの体験活動などへの親や地域の人々の積極的なかかわりを奨励するとともに、人々の活動意欲が活動に結びつくよう情報提供やコーディネート機能の充実に努める。
- (5) 子どもの地域における活動を充実させるため、指導者の資質向上と府民への啓発・広報に努める。
- (6) 青少年団体・スポーツ団体に関する活動の情報提供や指導者の育成を通じて、子どものより豊かな活動の場の拡充に努める。
- (7) 関係機関・団体との連携を密にしながら、社会環境浄化の取組など健全育成活動の推進を図る。

文化・スポーツの振興

1 文化活動の促進

生活にうるおいと喜びをもたらし、豊かな人間性をはぐくむため、地域における文化活動の促進に努める。

具体的対応

- (1) 伝統文化の理解と継承、芸術の鑑賞や創作活動など地域における多様な文化活動の促進を図る。
- (2) 文化活動に関する情報提供や優れた芸術文化に触れる機会の提供に努める。
- (3) 文化活動を行っている団体や個人が共同した取組ができるよう、関係機関や指導者との連携に努める。
- (4) 国際理解のための学習活動を進め、新しい文化の創造に努める。
- (5) 地域の文化活動の拠点となる施設の体系的な整備を促進するとともに、その有効な活用を図る。
- (6) 「第30回全国高等学校総合文化祭（京都総文）」の開催年に当たり、府民の理解を一層深め、大会への積極的参加を図る。

2 文化財の保護と活用

京都府の歴史や文化を考える上で欠くことのできない資料となっている府内の文化財は、豊富で質が高く、文化環境の向上と発展の基礎をなすものであり、現在に受け継がれている各地域の文化財を大切に保護するとともに、府民生活の文化的向上に役立てるよう活用を図る。

具体的対応

- (1) 「京都府文化財保護条例」の趣旨に沿って文化財を調査し、所有者などがその保護と活用に努めるよう理解と協力を促しながら指定や登録を進める。
- (2) 広く府民の間に文化財愛護の心や郷土を愛する心を育て、文化財を次代へ引き継ぐため、普及啓発に努める。
- (3) 府立郷土資料館（ふるさとミュージアム山城・ふるさとミュージアム丹後）を中心に、地域の歴史や文化の特性を生かした資料の調査、収集、展示、講習会などを行い、活用の充実を図る。
- (4) 市町村と連携し、それぞれの文化財保護条例の効率的運用を促進する。
- (5) 府内にある文化財の保護と活用を図るため、所有者、市町村及び関係機関・団体との連携に努める。

3 生涯スポーツの推進

「京都府スポーツ振興計画」に基づき、健康でいきいきと生きがいを持って暮らせる社会づくりに向け、府民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努める。

具体的対応

- (1) だれもが生涯の各時期にわたって、それぞれの年齢や体力、目的に応じて、いつでも、どこでも、主体的にスポーツに親しむ生涯スポーツの推進に努める。
- (2) 生涯スポーツ推進のため、市町村・学校・地域・関係団体等との連携を図り、それぞれの地域の特色を生かした「総合型地域スポーツクラブ」の育成を促進する。
- (3) 「する」スポーツはもとより「みる」・「ささえる」スポーツの実践を推進することにより、府民のスポーツに対する関わり方の拡大に努めるとともに、そのニーズに対応するため、スポーツ活動の企画・運営者、指導者、ボランティア等の育成を図る。
- (4) 府全域にわたる総合的なスポーツイベントの充実やトップアスリートと府民の交流を深めるなど、府民がより一層スポーツに興味・関心を持つことができる機会や場の提供に努める。
- (5) 子どもたちが、幼児期から家庭や地域において運動やスポーツに親しみ、体を動かす楽しさを味わうとともに、体力の向上を図ることができる環境づくりに努める。
- (6) 府民に夢や感動を与える競技スポーツをより一層推進するため、優れた資質を有した人材を幅広く発掘し、効率的・効果的に育成・強化できる一貫した指導体制の構築を促進することにより、国内はもとより国際レベルでも活躍する競技者の育成に努める。